

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに
に収納及び支払の事務の取扱範囲
を定める規則の一部を改正する規
則

三四

告 示

○福島県収入証紙の売りさばき人と
して指定した件六件

三四

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証
の申請があった件

三四

○土地改良区の就退任した旨届出が
あった件

三四

福島県選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分
の一及び三分の一の数並びに福島
県議会議員選挙区別の選挙権を有
する者の総数の三分の一の数を告
示する件

三四

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一
部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月十六日

福島県規則第六十五号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

る規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭
和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二会津商工信用組合の項中、「大塚支店」を削り、同表郡山市農業協同組合の
項中「開成支店」を「郡山支店」に改め、「山根支店、小原田支店」を削る。

附 則

この規則中別表第二会津商工信用組合の項の改正規定は平成二十三年九月二十日から、

同表郡山市農業協同組合の項の改正規定は同月二十六日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第四百四十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年七月二十九日次のとおり指定した。

平成二十三年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

檜枝岐村農業
協同組合

南会津郡檜枝岐村
字下ノ原八七一番

平成二十三年一〇月一日から平
成二八年九月三〇日まで

住所

指定の有効期間

福島県告示第四百四十六号

(出納総務課)

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年八月十五日次のとおり指定した。

平成二十三年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

株式会社マツ
キ

山形県長井市緑町
一番二〇号

平成二十三年一〇月一日から平
成二八年九月三〇日まで

住所

指定の有効期間

渡邊 善弘

二本松市百目木字
町二一五番地

同

財団法人矯正
協会

東京都中野区新井
三丁目三七番二号

福島市南沢又字上原
一番地

有限会社文化
堂スポーツ

二本松市亀谷一丁
目五四番地

住所地に同じ

武田 修一

伊達郡国見町大字
藤田字北一七番地

同

有限会社プロ
・セール

福島市成川字成田
口一六番地の一二

福島市成川字西谷地
一三番地の一

同

同

福島市山口字雷四番
地の一

同

同

(出納総務課)

福島県告示第四百四十七号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年八月十八日次のとおり指定した。
平成二十三年九月十六日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事 佐藤 雄平
須賀川瓦斯株式会社	須賀川市卸町四四番地	平成二十三年一月一日から平成二十八年九月三〇日まで	売りさばきの場所 須賀川市大字西川字後田一三五番地
大楽 光雄	石川郡古殿町大字竹貫字竹貫八五番地	同	住所地に同じ

株式会社蔵場	郡山市方八町二丁目一五番一〇号	同	同
--------	-----------------	---	---

社団法人福島県交通安全協会	福島市町庭坂字大原一番地の一	同	郡山市大槻町字美女池上一四番地六
---------------	----------------	---	------------------

郡山地区警友会	郡山市字城清水二番地	同	郡山市字城清水二三番地
山元	郡山市鳴神一丁目一〇六番地	同	同

（出納総務課）

福島県告示第四百四十八号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年八月三十日次のとおり指定した。
平成二十三年九月十六日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事 佐藤 雄平
根本 利光	いわき市平字南町二七番地	平成二十三年一月一日から平成二十八年九月三〇日まで	売りさばきの場所 住所地に同じ
いわき市農業協同組合	いわき市自由ヶ丘三九番地の二	同	いわき市小川町上小川字伊吾内一〇番地（出納総務課）

福島県告示第四百四十九号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年九月一日次のとおり指定した。
平成二十三年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所

吉田 昌平	郡山市田村町守山	平成二十三年一月一日から平成二十八年九月三〇日まで	住所地に同じ
吉田 昌弘	石川郡石川町字新町九二番地	同	同

有限会社宮原商店	田村市常葉町常葉字上町三五番地	同	同
----------	-----------------	---	---

広島 セツ子	耶麻郡西会津町野沢字原町乙二二三番地	同	同
--------	--------------------	---	---

齋藤 昌一郎	喜多方市塩川町字新丁一七九三番地	同	同
--------	------------------	---	---

山本 新一	大沼郡会津美里町字法幢寺南甲三五三番地	同	同
-------	---------------------	---	---

（出納総務課）

福島県告示第四百五十号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年九月二日次のとおり指定した。
平成二十三年九月十六日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事 佐藤 雄平
福島県庁消費組合	福島市杉妻町五番七五号	平成二十三年一月一日から平成二十八年九月三〇日まで	売りさばきの場所 白河市昭和町二六九番地
村田 文雄	木田字仲田三番地の二三	同	住所地に同じ
有限会社斎藤銃砲火薬店	白河市道場町二六番地	同	同

（出納総務課）

公 告

公告第百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十三年九月七日

二 名称
NPO法人ヒューマニティガーデン

三 代表者の氏名
門馬 徳美

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市清明町一番十号ロイヤルレジデンス三号棟八〇一

五 定款に記載された目的
この法人は東京電力株式会社の原子力発電所（以下「原発」という。）の事故による有害な放射性物質の大量拡散により、極めて深刻な事態を迎えていることに鑑み、超長期的視点に立って、各般の事業活動を行い、その絶え間ない苦しみ、阿鼻叫喚の世界から、私共すべての人々の生命、財産を守り、救済することを目的とする。
(文化振興課)

公告第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十三年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

いわき市勿来地区土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 緑川 武夫 いわき市富津町畔内三七番地の一

同 澤田 進平 市山田町水推八七番地の二

同 鈴木 栄一 市沼部町鹿野五七番地

同 蛭田 幸一 市川部町松ノ下一七番地の二

同 高木 義信 市江畑町江ノ上一九番地

同 高木 久芳 市江畑町多古内五七番地の二

同 芳賀 利一 市沼部町石畑六二番地

同 赤津 正 市川部町富沢二三番地の二

同 飯島 守男 市江畑町江ノ上二六番地の二

同 小峯 千松 市富津町前鮫三九番地

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 緑川 武夫 いわき市富津町畔内三七番地の二

同	鈴木 栄一	同	市沼部町鹿野五七番地
同	高木 久芳	同	市江畑町多古内五七番地の二
同	芳賀 利一	同	市沼部町石畑六二番地
同	蛭田 三男	同	市山田町舟木二三番地
同	高木 弘	同	市江畑町江ノ上一〇番地
同	澤田 元一	同	市田人町旅人字井戸沢五番地
同	赤津 正	同	市川部町富沢二三番地の二
同	飯島 守男	同	市江畑町江ノ上二六番地の二
同	小峯 千松	同	市富津町前鮫三九番地

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十三年九月七日現在において、次のとおりである。

平成二十三年九月十六日

福島県選挙管理委員会 委員長 菊 地 俊 彦

一	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	三二、九三五	
二	選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	三四一、一一〇	
三	福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	三、四一〇	
選挙区			
伊達郡	二九、二九六	福島市	七八、九七一
安達郡	一八、一六九	会津若松市	三一、四七四
岩瀬郡	八、四四四	郡山市	八九、〇七四

相馬郡	双葉郡	田村郡	石川郡	東白川郡	西白河郡	大沼郡	河沼郡	耶麻郡	南会津郡
-----	-----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	------

一〇、四三三	一九、一三四	一九、六八四	一二、一六二	九、六七四	一七、九七三	八、三四三	九、一九九	一三、七九四	八、五四三
--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	-------

二本松市	相馬市	喜多方市	須賀川市	原町市	白河市	いわき市
------	-----	------	------	-----	-----	------

九、〇一六	一〇、〇九七	一〇、〇七六	一八、〇三九	一二、四五〇	一二、六二二	九三、二四六
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------